

第 4 回東大阪市住工共生まちづくり検討委員会 議事要旨

日 時	平成 2 4 年 1 1 月 1 2 日 (月) 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 1 0
場 所	クリエイション・コア東大阪南館 3 階 技術交流室 A
出席者	(東大阪市住工共生まちづくり検討委員会委員) 赤木委員、石本委員、植田委員、酒井委員、榊原委員、坂元委員、津田委員、則藤委員、濱田委員、林委員、藤塚委員、舟橋委員、松浦委員、森下委員、藪委員、山本委員
	(住工共生のまちづくり施策検討・推進委員会ワーキング部会員) 企画室 中野次長、固定資産税課 山西課長、市民協働室 三崎次長、経済部 米谷次長、モノづくり支援室 鶴山室長、公害対策課 田川課長、都市づくり課 加藤主任 (藤埜課長の代理)、みどり対策課 土屋主任 (木邨課長の代理)、建築審査課 立神課長、開発指導課 門田総括主幹 (須田課長の代理) 経済部 南谷部長
	(事務局) モノづくり支援室 巽次長、本田主査、浦塘主査
案 件	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 東大阪市住工共生まちづくり条例 (素案) について 2 . パブリックコメントの実施、今後のスケジュールについて 3 . その他
議事要旨	<p>進行役：ワーキング部会長 (経済部次長) 開会</p> <p>1 . 東大阪市住工共生まちづくり条例 (素案) について (事務局) 資料 1 の説明</p> <p>以下、委員からいただいたご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料 1 - 1 で P 2 の「 3 . 持続的な工場用地の確保に資する強い規制」部分で、順次拡大としていくと、広げることが目的になってしまう。表現は適宜というようにした方がいいのではないか。 ・ P 1 の 1 段落部分は「製造業」という単語が 3 回出てきている。2 行目の部分で「これらの製造業は日本の製造業の国際競争力の源泉である」の後ろ部分の製造業を削除しても、日本全体の源泉ということでもあるのでよいかと思う。 ・ P 2 の「 2 . モノづくり推進地域全体を視野に入れた緩やかな用途純化の誘導」という部分で、唐突にモノづくり推進地域という言葉が出てきている。製造業の操業を推進していく地域としてモノづくり推進地域という説明を入れた方がよいのではないかと思う。 ・ P 2 の「 2 . モノづくり推進地域全体を視野に入れた緩やかな用途純化の誘

導」部分で、「緩やかな」という言葉に違和感がある。

- ・「3. 永続的な工場用地の確保に資する強い規制」部分では、永続的と言い切っているのかどうか疑問で、「持続的」などの表現にした方がよいのではないかと思う。

- ・P2の「1. 市域全体における施策展開を通じた住工共生の実現」部分にある、近接共生できる環境を促進という表現は、環境を「保全する」というなど、言葉が足りていないと思う。

- ・住工共生のまちづくりには物的環境の問題があり、見える眺めという景観と切り離して考えることができないと思うため、景観という考え方を加えてもらいたい。

- ・モノづくり推進地域ではなかったところがモノづくり推進地域になるかもしれない。また、逆もあり得る。モノづくり推進地域は点線で囲むほうがいいのではないか。

- ・特別用途地域と地区計画が重なる部分もあるのではないか。

- ・矢印は相互に対応していくイメージがあって工業地域という制度は残るので、一方に移っていくのではなく、オーバーラップしていくことがわかるようにするのがよいのではないか。

- ・住工共生の立地ルールは手続き的なものであるが、より重要なルールはどんなになっているのか。1つは用途地域であり、それより形態規制や緑地規制が重要。やろうと思えば景観地区まできっちりやらないといけない。

- ・P10(2)に条例に基づく支援措置を行う旨について書かれているが、措置は手続きに関することなので、P5の表現をつかったほうがよいのではないか。

- ・P5では、住工共生施策の下に再び住工共生施策という言葉がでてくるので、右には保全推進とあるので、そのあたりの位置づけを整理したほうが良い。

- ・P5の住宅の規制と工場立地を住工共生と言っているのがわかりにくい。建設のことについて、住宅については届出が必要で、工場についてはモノづくり推進地区で支援していくという内容なので、住工共生といわない方がいいのではないか。

- ・財産権の問題があってなかなか進まないと思うが、モノづくり推進地区の指定もあるので、そこは早くモノづくり推進地区が何であるかを示していく必要がある。自分が住もうとしているところが工場の操業を優先的に進める地域かどうかはわかる。ホームページ等でも周知をして、誰もがわかるようにしていないといけない。

- ・P8では、市民の責務を一番上に配置した方がよいのではないかと思う。

- ・審議会は公開にした方がよいのではないか。

2. パブリックコメントの実施、今後のスケジュールについて

(事務局) 資料2の説明

経済部長より挨拶

5月の第1回検討委員会に始まり、これまでに検討委員会を4回、学識経験者による特別委員会を3回開催させていただき、委員の皆様にはご多忙の中ご出席賜り、また、それぞれの知識や経験に基づくご意見を賜り、誠にありがとうございました。おかげさまでほぼ条例の骨子としての形となってまいりました。

た。

今後パブリックコメントを経て、議会へ上程していくこととなります。

先日市長に進捗状況をご報告した際に、市長からは、この条例が施行される
ことが東大阪の住工共生のまちづくりの取り組みのスタートで、今後必要な
ことは国にも提言し、また、施行状況を見て条例の改正についても行っていくこ
となど長期的スパンで取り組むように、との指示を受けたところでございま
す。

委員の皆様方におかれましても、この間もそれぞれの日ごろの活動の中にお
かれましても、この住工共生の取り組みをPRしていただいているところでご
ざいますが、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願いして、私の挨拶
と変えさせていただきます。

(進行役)

本日はこれにて終了。

以上